

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募) | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---|---|-----------|--------------------------------|---|-------------|-------------|-------|----------|----|
| 那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)維持管理方針検討業務 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 平成21年9月9日～平成22年3月31日 土木関係建設コンサルタント業務 | 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号 | 平成21年9月8日 | (財)沿岸技術研究センター 東京都千代田区隼町3-16 | ・ 会計法第29条の3第4項 ・ 予令第102条の4第3号 ・ 随意契約結果(添付) (簡易公募プロポ) | ¥11,345,250 | ¥11,235,000 | 99.0% | 4 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 結 果 書

| | |
|----------------------------|--|
| 件名及び数量 | 那覇港(那覇ふ頭地区)道路(空港線)維持管理方策検討業務 |
| 契約担当官等の氏名及びに所属する部局の名称及び所在地 | 沖縄県那覇市港町2-6-11 分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 津田 修一 |
| 契約締結日 | 平成21年9月8日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 東京都千代田区隼町3-16 (財)沿岸技術研究センター |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥11,235,000 |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥11,345,250 |
| 随意契約によることとした理由 | 別紙のとおり |
| 備考 | |

随意契約理由書

1. 業 務 名 那覇港（那覇ふ頭地区）道路（空港線）維持管理方策検討業務
2. 履 行 場 所 沖縄総合事務局、那覇港湾・空港整備事務所
3. 契約の相手方 名称 財団法人、沿岸技術研究センター、
住所 東京都千代田区隼町3-16
電話 03-3234-5861
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項、
予算決算及び会計令第102条の4第3号、

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、道路（空港線）のトンネル部以外（建築・設備等）にかかる維持管理マニュアル（案）を作成すると共に、平成20年度および本業務で作成した「維持管理マニュアル」を踏まえ、道路（空港線）の維持管理区分、維持管理手法および維持管理費用について、総合的な検討を行い、最適な維持管理形態を提案すると共に維持管理計画書（案）を作成するものである。

(2) 理由

契約相手方の選定にあたっては、当該業務の内容が広範かつ高度な知識と豊かな経験及び実施能力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式を採用した「プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（府開管理第590号 平成14年8月1日）に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、財団法人沿岸技術研究センターの提案が優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本業務の内容を十分理解し、求める業務の必要性・重要性に対し満足する優れた調査が行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、財団法人沿岸技術研究センターと随意契約をするものである。